

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

NIRECO CORPORATION

最終更新日: 2015年12月22日

株式会社ニレコ

代表取締役社長 久保田 寿治

問合せ先: 総務部 042(660)7301

証券コード: 6863

http://www.nireco.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスを経営の重要な課題と認識しております。

当社の設立は、戦後の復興経済において、工業プラントで制御技術への高い必要性を背景として鉄鋼業をはじめとした重化学工業各社の出資によってなされたものであります。その結果、当社はオーナー創業者もなく、親会社の系列にも属さないという独自の企業風土を形成してきました。この具体的な特徴として、第一に、歴代経営者の「経営と所有の分離」に対する意識が高いことが挙げられます。同時に、従業員が経営に高い参加意識を持ち、経営者と従業員が高いレベルでの情報共有と意思疎通を図り、コンセンサスによる意思決定が行われてきたことでもあります。第二に、設立当初の出資者である株主は同時に重要な顧客でもありました。当社の経営は、これらステークホルダーの要請に誠実に応えることで業績を上げてきたものです。さらに、1989年の株式公開以後、様々な株主とのコミュニケーションの経験、特に海外投資家との対話の経験から、株式市場に対して透明かつ正確な情報発信をしていくこと、一方で市場の声に耳を傾けることを強く認識するようになりました。そのため、当社はIR活動をコーポレート・ガバナンスの一環としても重視しております。

当社は、諸法令、各種指針及び内外の事例を踏まえつつ、これら当社の企業風土の良い側面を残した実効性ある体制の構築を目指していく所存です。

(2) 監査役設置会社を採用している理由

当社は、監査役設置会社の形態を採用しております。監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含めた3名の監査役により構成されているため、経営に対する監視体制が有効に機能していると判断しております。なお、監査役3名全員が毎月開催される取締役会に出席し、常勤監査役は社内の主要な会議に出席しております。さらに、当社の取締役5名のうち1名を独立性の高い社外取締役とすることで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

(3) 執行役員制度の導入

当社は、2007年3月期より、経営の意思決定及び監視機能と業務執行機能を明確に分けるため、執行役員制度を導入しております。取締役会で決定した方針に従い代表取締役が業務執行を担っており、毎月開催される取締役会において経過報告が行われております。代表取締役の下、取締役会で選任された執行役員が各事業部あるいは各部門の責任者として業務執行を行っております。

(4) 取締役の報酬及びインセンティブについて

当社は、2007年3月期より、取締役・監査役の退職慰労金制度を廃止いたしました。これに代わるものとして、2008年3月期より取締役及び執行役員に対して株価報酬型ストックオプションを付与しております。また、会社法や会計制度の変更に伴って役員賞与の見直しを行うとともに、役員報酬について、業績を反映させる方向で見直しを進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 新日鐵住金退職金口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	790,000	8.58
極東貿易株式会社	469,590	5.10
ニレコ取引先持株会	468,400	5.08
株式会社東京都市銀行	364,640	3.96
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	302,300	3.28
クレディ・スイス証券株式会社	302,000	3.28
浅井 美博	238,000	2.58
住友金属鉱山株式会社	231,000	2.50
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	194,700	2.11
ニレコ従業員持株会	188,359	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

更新

東京 JASDAQ

決算期

3 月

業種

電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野 厚徳	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 厚徳	○	——	弁護士をはじめとした様々な資格を有し、その高い専門的な見識を活かして独立した立場で当社経営に対する監視の役割を十分に果たせる人物であると判断し、選任しております。なお、その経歴に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と会計監査に際し開催される監査報告会には、常勤監査役が出席し意見交換を行い、また、定期的に会計監査人と常勤監査役との間で会議を開催しております。その場には内部監査室も同席して情報交換を図っています。

業務監査は、財務報告における内部統制と連動して実施し、会計監査人と監査役、内部監査室が合同で実地の監査に臨み、相互に問題点を指摘し、監視と業務の改善を進めています。

また、監査役と内部監査室は毎朝、ミーティングを行い認識の共通化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林光彦	他の会社の出身者							△						
古君修	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林光彦	○	株式会社トッパンエンジニアリング代表取締役を平成14年に退任	当社の主要顧客の元役員であり、当社の製品や事業に精通しており、社外特にユーザーの立場からのチェックが期待できること、また経営者としての豊富な経験や見識を活かした経営監視が期待できると判断し、選任しており、また、その役割を果たしております。なお、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、引き続き独立役員として指定しています。

古君修	○	_____	大学院の教員として材料工学の講座を運営し、技術面における高い見識だけでなく、関係業界の事情に通じているため、客観的見地から提言やアドバイスが期待できると判断し、選任しており、また、その役割を果たしております。なお、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、引き続き独立役員として指定しています。
-----	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株価報酬型ストックオプションを、取締役、執行役員それぞれに、事業年度ごとに業績に応じた個数を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

付与対象は取締役及び執行役員

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2015年3月期の当社の取締役、監査役に対する報酬の額は次のとおりであります。
82百万円(取締役66百万円、監査役16百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・基本方針

取締役および監査役の報酬等は、優秀な人材の確保と、当社グループの業績向上及び企業価値の増大へのモチベーションを高めることを主眼として、次のように決定しています。

・取締役の報酬

取締役報酬の総額は平成3年6月27日開催の第65回定時株主総会で決議されました月額12百万円となっております。また、各取締役の報酬額はその総額内で、取締役会の授権を受けた代表取締役が、各取締役の職位、担当部門の実績、個人の業績並びに当社グループ全体の業績評価に基づいて決定しております。

また、役員賞与は事業年度の当社グループの業績を基に定時株主総会の決議により決定されています。

・監査役

各監査役の報酬は、原則として監査役の協議により決定いたします。実質的には、グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、定額報酬として、職位に応じた一定額を支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役については、主に管理部門総務部がサポートし、必要に応じて担当部署が対応します。また、社外監査役については、主に内部監査室、管理部門総務部及経理部がサポートし、必要に応じて担当部署が即応する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)業務執行、監査・監督の機能に関する概要

業務執行にかかる機関として、取締役会は取締役5名で構成されており、毎月1回、監査役も出席して、経営の基本方針等重要事項を決定しております。そして、毎月1回執行役員会を開催し、代表取締役社長をはじめとした全取締役、監査役も出席し、業務の執行について、状況の報告と業務執行のための重要事項の協議を行っております。また、隔月で部長会を開催し、各部署の部長以上が出席し、会社情報の共有と方針の徹底を図っております。

(2)監査・監督の状況

常勤監査役が取締役会、執行役員会、部長会や主要な委員会など重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の閲覧、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査しており、監査役会を通じて、監督、勧告を行っております。また、2名の社外監査役は独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有しており、各々の専門性を活かして経営のチェック機能を果たしております。また、監査役を補佐する常設組織はありませんが、内部監査室が内部監査や社内監査を担当して、定期的に報告を行い、指導を受けております。また、その他の分野に関しては、監査役からの求めに応じ担当部署が即応する体制を取っております。これらの点で監査役が十分に機能するように支援する体制をとっております。

(3)会計監査

会計監査については新日本有限責任監査法人を選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員との間には特別な利害関係はなく、当社は監査法人との間で、会社法及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。

(4)役員の報酬の決定に関する方針等

a. 基本方針

当社では、取締役及び監査役の報酬等について、優秀な人材の確保とね当社グループの業績向上及び企業価値の増大へのモチベーションを高めることを主眼として、次のように決定しております。

b. 取締役の報酬

取締役報酬の総額は平成3年6月27日開催の第65回定時株主総会で決議されました月額12百万円が報酬総額の最高限度額となっております。また、各取締役の報酬額はその最高限度額内で、取締役会の授権を受けた代表取締役が、各取締役の職位、担当部門の業績、個人の業績並びに当社グループ全体の業績評価に基づいて決定しております。また、役員賞与は事業年度の当社グループの業績を基に定時株主総会の決議により決定されています。

c. 監査役の報酬

各監査役の報酬は、原則として監査役の協議により決定いたします。実質的には、グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、定額報酬として、職位に応じた一定額を支給しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査役設置会社の形態を採用しております。監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含めた3名の監査役により構成されているため、経営に対する監視体制が有効に機能していると判断しております。また、当社の取締役5名のうち1名を独立性の高い社外取締役とすることで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年6月の定時株主総会開催日は、いわゆる集中日を避けて設定しており、直近の第89回定時株主総会につきましては、平成27年6月25日に開催しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「情報開示基本方針」として掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎(6月と11月)に、主に機関投資家や、証券アナリストを対象とした決算概要や事業戦略などの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主通信、決算説明会資料やニュースリリースなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に広報・IR課を設置し、IR活動全般の企画・運営を担っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2014年4月、当社グループ・サプライチェーンCSRガイドブックを作成し、取引先の協力の下、あらゆる法律、社会規範を遵守し、環境保全などの社会的責任を果たす取組みを積極的に推進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は2006年5月の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議いたしました。また、2015年3月の取締役会において、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、現状に即した見直し及び会社法の一部改正に合わせて具体的にかつ明確な表現への変更決議をいたしました。

一部改定し次のとおりとしました。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業集団のコンプライアンス・ポリシーを定める。

b. 当社及び子会社の代表者により構成されるコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンスに関する諮問を受けるとともに企業集団のコンプライアンス・プログラムを策定・強化する。

c. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携関係のもと、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について全社的な統括責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役はこの文書管理規程により、これらの記録を常時閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門の長は、定期的に事業報告の一環としてリスク管理の状況を取締役に報告する。また、当社及び子会社の横断的なリスク状況の監査並びに新たに生じたリスクへの対応方針はコンプライアンス委員会が定め、リスクへの対応は当社及び子会社の管理部門がそれぞれにおいて行うものとする。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

a. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離により、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

b. 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役に対しては業績に連動した報酬の一部を導入する。

c. 当社及び子会社それぞれにおいて、社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う。

(5)会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

a. 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その上で当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社からなる事業集団における業務の適正性の確保を図る。

b. 当社は関係会社管理規程に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、内部監査規程に基づく企業集団全体としての内部統制監査を実施する。

b. 金融商品取引法に基づく財務報告及び資産保全の適正性確保のため、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制並びに資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役を補助すべき使用人としては、専任部署は置かないものの、管理部門及び内部監査室を担当部署として必要に応じて人員を振り向ける。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

管理部門及び内部監査室における監査役を補助する業務を担当する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他、監査役会への報告に関する体制

a. 監査役は取締役会、部長会あるいはコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、報告を聞き意見を述べることでできる権利を有するものとする。

b. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

c. 内部通報制度に基づく通報内容は監査役へ伝達されなければならない。

d. 内部通報制度に基づく通報者の不利益となる取扱いを禁じるとともに、通報者がそのような取扱いを被らないように適切な措置を執る。

e. 監査役または監査役会が適正な監査の実施のために社外の専門家へ調査・鑑定・助言等を委託するに際し、当該委託業務に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

2. 整備状況

当社における社内の内部管理は内部監査室と管理部門が当たっております。管理部門は、経理・財務業務及び全社的な予算・実績管理を行う経理課、総務・人事業務を行う総務部、売上・請求管理及び顧客との契約管理を行う営業管理課により、社内の業務に関する法令遵守及びリスク管理を行っており、これらを定期的及び臨時に監査する内部監査室において、適正性、有効性のチェック及び金融商品取引法に基づく内部統制等の監査を行っております。また、製品の品質向上や顧客からのクレーム対応、ISOの運営管理等を品質管理部が行い、メーカーとしてのリスクウェイトの高い製品開発や生産に関する管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針については、内部統制についての基本的な考え方の中で、その一部として次のようにうたっております。

「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携関係のもと、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。」

実際には、総務部が担当部署となっており、警察など外部機関と連携し、情報の収集と社内の啓蒙を進めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

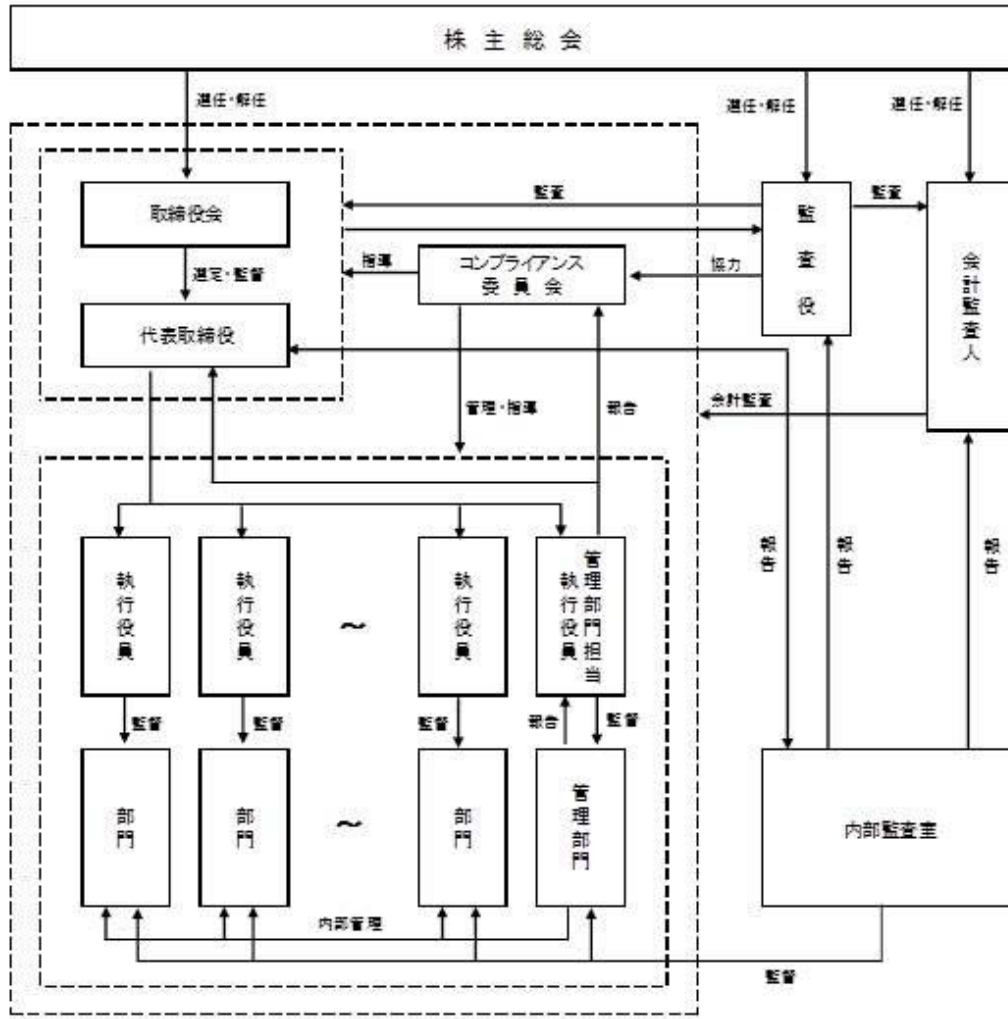
1. 基本方針

当社は投資者の信頼の維持・向上を目指し、会社情報や投資判断に重要な影響を与える情報について、適時適切な開示に努めております。また、常に投資者の立場で正確かつ迅速に会社情報を開示できる社内体制を、より一層充実させるよう努めてまいります。

2. 社内体制

情報開示担当役員が当社における重要な決定事項・発生事実などについて、金融商品取引法をはじめとした関係諸法令、東京証券取引所所定の開示規則などに基づく開示の必要性の有無、公表の時期・方法などの検討を行い、必要に応じて取締役会の決議を経て、速やかに公表することとしております。公表は経営企画部が情報開示担当役員の管理の下、東京証券取引所への届け出、記者クラブへの投函などによる情報開示を実施しております。

コーポレートガバナンス体制模式図



情報開示体制模式図

